

【記入例】

記入が必要な部分
を赤字で表示し
ています

(様式第1号(表紙))(R4.4)

提出日: 令和 4年 4月 20日

福岡労働局長 殿

キャリアアップ助成金 《キャリアアップ計画書》

事業所名: 株式会社キャリアアップ

使用者側代表者名: 事業 太郎

労働組合等の労働者代表者名: 労働 花子

| | |
|---|---|
| 労働組合等の労働者代表者は、当該適用事業所における非正規雇用労働者も含むすべての労働者の代表者である。(チェックボックスに要チェック) | はい <input checked="" type="checkbox"/> |
| 労働者からの意見の聴取方法について、以下ア、イ、ウのうちいずれかのチェックボックスにチェックを入れてください。 なお、ウを選択した場合は、括弧内にその聴取方法について記載してください。 ア: 社内掲示板、メール等の文書で周知し、意見を集約。 イ: 朝礼、説明会等の場で直接労働者に説明し、意見を集約。 ウ: その他 () | ア <input checked="" type="checkbox"/> イ <input type="checkbox"/> ウ <input type="checkbox"/> |

注) 本助成金の支給要件は、本計画書提出時点ではなく正社員化等の各取組時点における支給要件により支給の可否が決定されますので、ご注意ください。

また、コース実施日の前日又はキャリアアップ計画期間開始日の前日まで(つまり、コース実施日とキャリアアップ計画期間開始日のいずれか早い方の前日)に計画を提出する必要があります。

なお、賃金規定等改定コースについては、令和3年8月19日から令和3年度地域別最低賃金(申請事業所が所在する都道府県における改定された地域別最低賃金)の発効日の前日までの間に賃金規定等の増額改定を行った場合に限り、計画の提出を支給申請日まで受け付けます。

※管轄労働局確認欄

受付日: 年 月 日 確認日: 年 月 日

受付番号:

確認印:



(様式第1号(共通))(R4.4)

【 共 通 事 項 】

(事業所情報欄)

| | | | | | | | | | | | | | | |
|------------------|-------------------------|----|----|------|---|---|---|--------------|-------|---|---|---|---|---|
| ①事業主名 | 株式会社キャリアアップ 代表取締役 事業 太郎 | | | | | | | | | | | | | |
| ②事業所住所 | (〒812-0013) | | | | | | | | | | | | | |
| | 福岡市博多区博多駅東2-11-1 | | | | | | | | | | | | | |
| ③電話番号 | 092(411)4701 | | | | | | | ④事業所の 担当者 | △島 ○美 | | | | | |
| ⑤雇用保険適用 事業所番号 | 4 | 0 | 0 | 1 | - | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | - | 8 | |
| ⑥労働保険番号 | 都道府県 | 所掌 | 管轄 | 基幹番号 | | | | | 枝番号 | | | | | |
| | 4 | 0 | 1 | 0 | 1 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | - | 0 | 0 |

(代理人・社会保険労務士による提出代行者または事務代理者欄)

| | | | |
|---------|--------|---------|---------|
| ⑦代理・代行 | 1 代理人 | 社会保険労務士 | |
| | | 2 提出代行者 | 3 事務代理者 |
| ⑧代理人等氏名 | | | |
| ⑨住所 | (〒 -) | | |
| | | | |
| ⑩電話番号 | () | | |

(キャリアアップ管理者情報)

| | |
|---|--|
| ①キャリアアップ管理者 情報 <u>※複数の事業所および労働者 代表との兼任はできません。</u> | (氏名): 事業 次郎 |
| | (配置日): 令和 4年 4月 1日 |
| | <input checked="" type="checkbox"/> 事業主または役員である <input type="checkbox"/> 事業主または役員ではない ※当てはまる方に☑をしてください。なお、事業主でも役員でもなく、かつ雇用されていない場合は管理者にはなれません。 |
| ②キャリアアップ管理者 の業務内容 | キャリアアップ計画の策定、制度の周知、実施等 |

(様式第1号(計画))(R4.4)

【キャリアアップ計画】

| | | | |
|--|--|---|-------------|
| ①キャリアアップ計画期間 ※計画期間(3年~5年) | 令和 4年 5月 1日 | ~ | 令和 9年 4月30日 |
| ②キャリアアップ計画期間中に講じる措置の項目 ※1 講じる措置の該当するコースの番号すべてに「○」をつけて下さい。 ※2 正社員化コース、障害者正社員化コースについては、()内の該当するものを「○」で囲んで下さい。 | <p>① 正社員化コース (令和4年8月頃実施予定) (正規雇用、勤務地限定正社員・職務限定正社員、短時間正社員)</p> <p>② 障害者正社員化コース (令和4年8月頃実施予定) (正規雇用等、勤務地限定正社員・職務限定正社員、短時間正社員)</p> <p>③ 賃金規定等改定コース (令和4年10月頃実施予定)</p> <p>④ 賃金規定等共通化コース (令和4年10月頃実施予定)</p> <p>⑤ 賞与・退職金制度導入コース (令和4年10月頃実施予定)</p> <p>⑥ 選択的適用拡大導入時処遇改善コース (令和4年5月頃実施予定)</p> <p>⑦ 短時間労働者労働時間延長コース (令和4年10月頃実施予定)</p> | | |
| ③対象者 | <p><正社員化コース> <障害者正社員化コース></p> <p><短時間労働者労働時間延長コース></p> <p>・・・雇用して6か月以上の有期契約労働者等</p> <p><賃金規定等改定コース> <賃金規定等共通化コース></p> <p><賞与・退職金制度導入コース> <選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <p>・・・有期契約労働者等</p> | | |
| ④目標 | <p><正社員化コース></p> <p>・対象者に対し、正規雇用及び短時間正社員への転換を図る。</p> <p><障害者正社員化コース></p> <p>・対象者に対し、正規雇用、無期雇用及び短時間正社員への転換を図る。</p> <p><賃金規定等改定コース></p> <p>・対象者に適用される賃金規定等の増額を行う。</p> <p><賃金規定等共通化コース></p> <p>・共通の職務に応じた賃金規定等を導入し、基本給及び手当を共通化することにより待遇の均衡を図る。</p> <p><賞与・退職金制度導入コース></p> <p>・賞与、退職金制度を導入し、労働者の処遇改善を図る。</p> <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <p>・社会保険の適用拡大により、新たに被保険者になった労働者の処遇改善を図る。</p> <p><短時間労働者労働時間延長コース></p> <p>・対象者のうち希望する者の労働時間延長を図る。</p> | | |
| ⑤目標を達成するために講じる措置 | <p><正社員化コース></p> <p>・転換の制度や短時間正社員にかかわる制度を就業規則等に規定し、面接試験を行ったうえで転換を判断する。</p> | | |

| | |
|------------------------------|--|
| <p>⑤目標を達成するために講 じる措置</p> | <p><障害者正社員化コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接試験を行ったうえで転換を判断する。 <p><賃金規定等改定コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金規定等を就業規則に規定したうえで基本給の2%以上の増額を行う。 <p><賃金規定等共通化コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・共通の職務の内容について調査し、基本給及び手当の見直しを行う。 <p><賞与・退職金制度導入コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞与、退職金制度を新たに導入する。 <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・対象者の基本給を2%以上増額する。 <p><短時間労働者労働時間延長コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間についての希望を把握するための面接を実施する。 |
| <p>⑥キャリアアップ計画全体 の流れ</p> | <p><正社員化コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・雇用転換の制度を就業規則に規定し、面接試験等を行い、正規雇用及び短時間正社員への転換を行う。 <p><障害者正社員化コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・面接試験等を行い、正規雇用、無期雇用及び短時間正社員への転換を行う。 <p><賃金規定等改定コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賃金規定等を就業規則に規定したうえで増額を行い処遇改善につなげる。 <p><賃金規定等共通化コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・就業規則を見直し、共通の職務に応じた賃金規定等を導入することにより、労働者間の待遇の均衡を図る。 <p><賞与・退職金制度導入コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・賞与、退職金制度を就業規則に新たに規定したうえで、賞与の支給、退職金積立を開始し、処遇改善につなげる。 <p><選択的適用拡大導入時処遇改善コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労使合意に基づく社会保険の適用拡大により被保険者となった者の基本給を2%以上増額し、処遇改善につなげる。 <p><短時間労働者労働時間延長コース></p> <ul style="list-style-type: none"> ・労働時間についての希望を把握したうえで対象者の労働時間の延長を行い、社会保険を適用する。 |

※詳しくは「キャリアアップ助成金のご案内」をご参照ください。